

独立行政法人 日本学生支援機構 給付奨学金について

茨城県立日立第一高等学校 奨学金担当

独立行政法人 日本学生支援機構の奨学金に返還する義務のない「給付制」が昨年度から始まりました。下記の「給付制奨学金の概要」と「推薦基準」を確認した上で、平成30年6月2日(土)の10:00~11:00に本校応接室まで資料を配付しますので取りに来て下さい。

対象は、本校3年次生及び28, 29年度の本校卒業生で、次年度進学を予定している方です。

1. 給付制奨学金の概要

(1) 制度の趣旨 経済的理由により進学が極めて困難な生徒に対して、返還の必要のない給付奨学金を交付することにより、大学等への進学を後押しすることを目的とする。

(2) 給付方法・給付期間

給付方法：進学後、原則として毎月1回、本人名義の口座へ振込み

給付期間：平成31年4月から卒業する（修業年限の終期）まで

(3) 給付金額

月額 国公立大学・短期大学等 自宅通学 2万円 自宅外通学 3万円

私立大学・短期大学等 自宅通学 3万円 自宅外通学 4万円

○ 通信教育課程については、給費奨学金案内を参考にすること。

一時金 「社会的養護を必要とする人」のみ入学時に別途24万円

(4) 給付奨学金の対象校

・大学(学部)、短期大学、専修学校(専門課程)

※ 次の学校等は対象ではありません

予備校、語学学校、職業訓練校等、海外の大学等、自治医科大学(医学部)、防衛大学校、防衛医科大学校、気象大学校、国立看護大学校、職業能力開発大学校

(5) 他の奨学金・支援制度との併用

・日本学生支援機構の貸与型奨学金：第一種、第二種ともに併用可能です。

・国立大学等における授業料減免

国立の大学等の授業料全額減免は交付金額が減免される。

自宅外通学：3万円→2万円

自宅通学：2万円→0円

※国立の大学等の授業料一部免除及び入学金免除、公立・私立の大学等の授業料等の減免を受けても、交付金額は減免されません。

・その他の奨学金・支援制度：併用可能です。

※「給付制奨学金の概要」の詳細については、「日本学生支援機構」のホームページで確認して下さい。

2. 推薦基準：以下の基準（1）～（4）のすべてを満たす生徒を推薦します。

（1）家計について：生計を維持するものが以下の①または②または③に該当している。

（この基準を満たさない生徒を推薦することはありません）

① 市区町村民税所得割を課されていないこと

（課税証明書に記載の所得割額が0円であること）

② 生活保護を受給していること

③ 社会的養護を必要とする者（児童養護施設退所者等）であること

※ ①は、昨年度の収入についてです。6月以降に市町村役所にて発行されます。

申し込み時点では、一昨年度の課税証明を参考に申し込んでもらいます。

昨年度の課税証明が出た時点で、基準を満たすのか確認します。

（2）人物的に優れていること

（3）健康であること

（4）学力資質について：①または②を満たす

① 学校成績概評（1, 2年次）が「A」段階である。

※ 卒業生の学校成績概評は卒業時のものとする。

◎ 成績概評については、担任の先生に聞いて下さい。

② 課外活動で顕著な活躍をし、かつ学校成績概評（1, 2年次）が「B」段階である。

※ 顕著な活躍とは、県大会ベスト8以上又はそれと同等の成績を残したものと
とする。

生徒会役員等を積極的に経験し、かつ学校成績概評（1, 2年次）が「B」段階である。

※ 積極的に経験するとは2期以上生徒会役員を務め務めたこととする。

（卒業生については、3期以上生徒会役員を務めたこととする。）

ボランティアに積極的に参加し、かつ学校成績概評（1, 2年次）が「B」段階である。

※ 積極的に参加するとは、2年間にわたり月1回以上通算20回以上の継続的な参加をいう。

（卒業生については、3年間にわたり月1回以上通算30回以上の継続的な参加をいう。）

③ 社会的養護を必要とする生徒については、次のア) イ) のいずれかに該当する。

ア) 評定平均値が3.5以上の教科又は科目が1つ以上ある。

イ) 進学先での学修に対する意欲が認められる。

※ 社会的養護を必要とする生徒については、本校の推薦枠以外で推薦することができる。

3. 給付奨学生の選出について

申込み数が、本校推薦枠を超えたときには、試験（面接・小論文）を行い選出する。

◎ 推薦基準（1）を満たす生徒の中で、（4）について基準に準ずる成績である場合は担当の松本顕康先生まで申し出て下さい。

質問等あるときには、下記まで連絡下さい。

茨城県立日立第一高等学校学校
TEL 0294-22-6488
担当教諭 松本顕康（まつもとあきやす）